

## 用語解説

### 【 あ 行 】

#### ■ いきいき福祉 ふれあいのつどい（地域懇談会）（P. 3）

第 1 期計画の「地域の人々が共催できる地域懇談会の取り組みを推進します。」との位置づけに基づき開催した地域懇談会のこと、身近な地域福祉の推進役である地域住民の参加・参画が得られる取り組みとして、平成 17 年度から市内の小中学校区ごとに開催している。平成 21 年度末現在、市内 17 学区において延べ 848 人の地域住民等が参加し、地域が抱える問題の解決に向けた話し合いや、様々な立場の地域住民が出会う場となっている。その運営は、市社協と学区福祉委員会が中心となって行われている。

#### ■ エコマネー（P. 23）

地域通貨とも呼ばれる。一定の地域住民を対象に、商工会や自治体、NPO等が主体になって進め、サービスの提供に対する対価として、地域内のみで使用できる通貨を支払う仕組み。地域通貨を利用することで、人の交流の活発化や地域の活性化を目指したもの。

#### ■ 宇治市災害ボランティアセンター（P. 14）

平成20年3月に市社協が設置し、災害時における被災者支援活動はもとより、平常時においても「災害に強いまちづくり」をめざして活動する常設型のセンター。

#### ■ NPO（P. 3）

特定非営利活動促進法（NPO法）にいう「特定非営利活動法人」だけでなく、民間非営利組織（Non Profit Organization）一般を意味する。この計画の中では、住民にとってよりよい公益的なサービス提供を行うための活動を行っているすべてのボランティア団体及び市民活動団体等を指す。

#### ■ オンブズマン制度（P. 28）

オンブズマンを置き、市民の側からの行政に対する苦情を処理したり、それを監察したりする制度。本市では高齢者福祉サービスに関する利用者の苦情を受け、不正、不当な行政執行や施設処遇に対する監視・観察、または苦情解決等を行うことにより、サービス利用者の権利及び利益を擁護する「宇治市高齢者保健福祉オンブズマン制度」がある。

### 【 か 行 】

#### ■ 学区福祉委員会（P. 3）

市内にある 22 の小中学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織。市社協の支援ですべての小中学校区で組織されており、約 1,800 人の福祉委員が地域でのひとり暮らし老人の見守りや訪問活動、地元小学校との交流事業等をはじめ多彩な活動を行っている。

**■ 企業市民活動 (P. 23)**

企業が深い関わりを持つ地域社会は企業の存立基盤であり、地域社会の健全な発展があって初めて企業も成り立つという考え方のもと、地域の一員として行う社会貢献活動のことをいう。

**■ 高齢化率 (P. 6)**

総人口に占める 65 歳以上の人口の割合をいう。

**■ コンタクトパーソン (P. 28)**

北欧ではじめられた活動で、コンタクトは「ふれあう」、パーソンは「人」という意味。

人との交流を必要としているが、自分からは友達などをつくりにくい人に、コンタクトパーソンを紹介し、友達兼助言者として交流する活動。

**【 さ 行 】****■ 災害時要援護者避難支援計画 (P. 11)**

風水害や地震などの災害に備え、要援護者<sup>(※)</sup>の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握や防災情報の伝達手段・伝達体制の整備、避難誘導などの支援体制を確立することを目的とした計画。

(※) 要援護者とは、介護保険の要介護度 3 以上の認定を受けている在宅の人、身体障害者手帳 1・2 級を交付されている在宅の人、療育手帳 A を交付されている在宅の人、市へ「一人暮らし・高齢者 世帯確認表」を提出している人及び「その他支援が必要な人」として災害時要援護者台帳へ登録した人のこと。なお、同台帳へは、希望すれば基本的に誰でも登録ができる。

**■ 自然動態 (P. 7)**

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのこと。

**■ 社会動態 (P. 7)**

一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのこと。

**■ 社会福祉協議会 (P. 1)**

社会福祉法において地域福祉を推進する団体として位置づけられ、全ての都道府県・市区町村に設置されている。地域に住む誰もが安心して安全に生活できるまちづくりをめざして、地域住民やボランティア、医療・保健・福祉等の機関や関係団体等の参加・協力のもと地域福祉活動を進める、営利を目的としない民間の団体。民間組織の自主性と住民や社会福祉関係者に支えられた公共性をあわせもつ組織で、略して「社協」と呼ばれる。

### ■ 障害者生活支援センター (P. 27)

在宅障害者の地域生活を支援するため、相談や情報の提供、福祉サービスの利用援助、総合的計画、連絡・調整、普及・宣伝、人材研修等を行う。本市においては、ワークセンター宇治作業所内に設置しており、その運営を社会福祉法人宇治東福祉会に委託している。

### ■ 人口動態 (P. 7)

自然動態と社会動態を合わせた人口の動きのこと。

### ■ 成年後見制度 (P. 28)

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者が契約締結や費用支払い等の財産管理、施設や介護サービスの選択等について契約等の法律行為を行うのが困難な場合に、後見人等を選任することにより、これらの人を不利益から守る制度。

## 【 た 行 】

### ■ 地域協働コーディネーター (P. 16)

地域活動の活性化を図るため、学校や地域の組織・団体、個人などと連携して、住みよい地域環境づくりや地域福祉の推進役となる人。

### ■ 地域子育て支援拠点（前 地域子育て支援センター） (P. 27)

子育て親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場。交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て・子育て支援に関する講習等を行うもので、本市では「ゆめりあうじ」内の地域子育て支援基幹センターほか6ヶ所で開設している。

### ■ 地域自立支援協議会 (P. 27)

市町村が相談支援体制の充実を図るための困難事例の対応についての協議や調整、障害福祉の関係機関によるネットワークづくりについての協議、障害福祉のサービスの改善や開発についての協議等を行う組織。

### ■ 地域包括支援センター (P. 27)

高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が必ず配置される。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。平成2年（1990）に設置された在宅介護支援センターの機能を充実させるために平成18年（2006）4月に改正・施行された介護保険法に基づいて創設された。

**■ 超高齢社会 (P. 6)**

高齢化率が 21%を超え、5 人に 1 人以上が高齢者（65 歳以上の人）である社会（国連定義）。

**■ 当事者団体 (P. 26)**

同じ社会的立場や問題を持つ人々の団体。親睦を深め交流を図るだけでなく、お互いの悩みや心配ごとを共有して、助け合い励まし合ったり、情報を交換する中から共通の課題に対して共同で解決を図ったり、自分たちの問題解決に必要な課題の把握や整理、提言をしている。

**【 な 行 】****■ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）(P. 28)**

福祉サービスの利用方法や日常生活上の手続き、金銭管理などが一人では不安な高齢者、知的・精神障害のある人を生活支援員が定期的に訪問し援助（福祉サービスについての情報提供やサービス利用に必要な手続き・役所などからの書類の手続き・公共料金の支払い手続き・通帳やはんこの管理等の支援）を行う事業。市社協と利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。

**【 は 行 】****■ バリアフリー (P. 14)**

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。段差などの物理的バリアを取り除くだけでなく、より広い意味で障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。

**■ ひろば事業（地域子育てひろば）(P. 15)**

地域住民が主体となって、主に乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、語り合い、交流を図ることを目的とした事業。

**■ ファシリテーター (P. 25)**

一般には地域懇談会やワークショップなどの進行促進役の意味として使われている。一人ひとりが、自分で考え、学び、気づき、創造することを促したり、容易にしたりして、個人やグループ全体が、お互いに安心してのびのびと探求できる場を作り、自ら活性化することを支援する人。

**■ 福祉文化 (P. 17)**

支え合い、助け合う住民の行動様式や態度により生み出される社会的価値観。住民が自らの問題として参加学習し、地域の課題を解決したり、福祉を中心として、人にやさしく、人が尊重される地域づくりを進めたり、それぞれの地域での福祉の取り組みが個性ある文化を形成していくことが期待されている。

### ■ ふれあいサロン (P. 25)

高齢者や障害者、子育て中の親などが、地域の中で孤立した生活をすることなく、レクリエーション等を通じて仲間とふれあいながら暮らせるために、公共施設や集会所、個人宅などを活用して運営している。

### ■ ボランティア活動センター (P. 15)

住民が自発的に福祉活動に参加でき、安心して住みよい地域社会をつくるために、市社協と協働し、ボランティア活動の発展と地域福祉の向上、ボランティアの社会的地位の向上のための取り組みを推進する組織。ボランティアに関する各種相談や情報提供、講座等を行っている。

### ■ ボランティア切符 (P. 23)

ボランティア活動をした人がボランティア活動を受けた人から、活動時間に応じてお金ではなくボランティア切符を受け取り、活動した時間を貯蓄する仕組み。将来、自分がボランティアのサービスを必要とするときに、その切符を利用してサービスを受けることができる。切符を媒介にすることによって、ボランティアの受け手と担い手の区別もなく共に支え合う活動となっているのが特徴。

## 【 ま 行 】

### ■ 民生児童委員 (P. 15)

厚生労働大臣の委嘱により、社会福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するほか、住民福祉の増進を担う人。本市には民生委員法第 20 条に基づき 15 の民生委員協議会が組織されており、市内全域で 305 人の民生児童委員が活動している。

## 【 や 行 】

### ■ ユニバーサルデザイン (P. 21)

高齢者・障害者・子ども・妊産婦など、すべての人が使いやすい製品、住みやすい環境をつくりだそうという考え方。

## 【 ら 行 】

### ■ 隣保館 (P. 24)

同和問題の解決をはじめ、人権が尊重される豊かな社会の実現に資するため、福祉の向上及び人権啓発に関する住民交流の拠点として、相談事業や地域交流事業、地域福祉事業など各種事業を行うことを目的として設置されており、本市ではコミュニティワークうじ館・こはた館の 2 ヶ所を設置している。